

大分類	共通(法令・通達)
分類	事務運営指針及び事務運営指針関係書類(正本)
名称(小分類)	事務運営指針及び事務運営指針関係書類
保存期間(満了日)	常用

大局総人二(服)第255号  
令和元年7月31日

部長  
各殿  
税務署長

大阪国税局長  
(官印省略)

### 職員の身上の的確な把握について(事務運営指針)

標題について、下記のとおり定めたから、適切に実施されたい。

#### 記

#### 1 基本的な考え方

職員の身上把握は、的確な事務運営、公務能率の確保及び非行等の未然防止の観点から、局内各課(室)長、署長及び副署長(以下「監督者」という。)としての重要な職責の一つであることを十分認識した上で、その充実に努める必要がある。

このため、職員の身上把握は、画一的な方法ではなく、あらゆる機会を捉えて実施し、プライバシーに十分配意しつつ、職員の健康状態、家庭事情、経済状況等を的確に把握するとともに、職員の実情に応じた指導・助言を行うなど、深度ある身上把握を実施する。

#### 2 身上把握の対象者及び実施者

##### (1) 対象者

国税局及び税務署に勤務する非常勤職員を除く全ての職員とする。

##### (2) 実施者

原則として、人事評価制度における評価者又は補助者とする。

なお、評価者である局課長補佐、署統括官等が身上把握を行った対象者について、更に深度ある身上把握が必要と認められる場合には、監督者が実施する。

### **3 身上把握の実施時期等**

身上把握は、実施者と対象者が接触するあらゆる機会を捉えて実施することとするが、特に定期人事異動後の早期の時期（概ね8月上旬までの期間）及び身上申告書の提出時期（概ね3月下旬から4月上旬の期間）においては、対象者全員に対して個別面談方式により実施する。

なお、育児休業中の職員等については、電話等の方法により実施する。

### **4 身上把握の実施場所等**

身上把握の実施に当たっては、個室等の適切な面談場所で実施するなど、対象者のプライバシーに十分配慮する。

### **5 実施者に対する意識醸成**

監督者は、身上把握の実施者に対し、幹部会等の機会を通じて、身上把握の必要性、重要性等を説明し、深度ある身上把握が行われるよう意識醸成を図る。

### **6 身上把握に当たっての留意事項**

実施者は、職場における対象者との信頼関係の醸成に努めることはもとより、対象者の人物、性格、経済的事情、その他の身上や行動等について、平素からその実情を観察・把握し、深度ある身上把握を実施する。

また、身上把握の結果、問題点等が把握された対象者については、これを放置することなく、速やかに監督者に報告するとともに、適切な指導・助言を行う。

### **7 把握した職員の身上等の厳格な管理**

把握した職員の身上等は、職員個人のプライバシーに大きく関わるものであることを認識し、実施者は、厳格な管理の下で取り扱う。